

特定非営利活動法人 ふれあいサポート

訪問看護ステーション ラルゴ

☆ 訪問看護重要事項説明書 P1～5

訪問看護重要事項説明書

(令和7年4月1日現在)

1 訪問看護ステーション ラルゴの概要

(1) 提供できるサービスの地域

事業者名称	訪問看護ステーション ラルゴ
所在地	愛知県西尾市駒場町東山 39-1
代表者名	松本 恵美子
電話番号	0563-55-5048
サービスを提供する地域	西尾市（離島を除く） *その他地域については要相談

(2) 職員体制

	資 格	人 数
管理者	看護師	常勤 1名 (看護職員と兼務)
従事者	看護師	常勤 2名以上 (うち1名は管理者と兼務) 非常勤 1名以上
	理学療法士	1名以上

2 事業の運営方針

- (1) 老人などの心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関ならびに保健・医療・福祉の関係職種等と密接な連携を図ります。
- (3) 質の良い訪問看護サービスを提供するため訪問看護従事職員の研修を継続的にを行い、資質の向上を図ります。

3 (1) 営業日・時間

営業日	月～金 午前8時30分～午後5時30分
休 日	土曜・日曜 年末年始(12月31日～1月3日)

(2) サービス提供時間

営業日・営業時間帯に関わらず24時間体制を取っておりますので、緊急時などは時間外でも訪問いたします。ただし、時間外の場合には利用料が異なります。

時間帯については、下記を参照してください。

- ・ 早朝時間帯 … 午前6時～午前8時
- ・ 夜間 … 午後6時～午後10時
- ・ 深夜時間帯 … 午後10時～午前6時

4 サービス提供内容

① 看護介護行為(利用者に対して)

- ・ バイタルチェック(血圧・体温・脈拍・簡易酸素飽和度測定)
- ・ 身体の保清(清拭・洗髪・入浴・口腔ケア・足浴手浴など)
- ・ 療養指導(生活上の注意事項・食事指導・排泄に関する対策や指導など)

② 医療的処置行為

- ・ 創傷及び褥瘡処置
- ・ 人工肛門・人工膀胱管理ケア
- ・ 経鼻チューブ・胃瘻チューブ管理ケア
- ・ 尿道留置カテーテル・自己導尿管理ケア
- ・ 在宅酸素療法管理ケア
- ・ 在宅人工呼吸器管理ケア
- ・ 喀痰の吸引・管理
- ・ 点滴
- ・ 排泄管理ケア(浣腸・摘便)
- ・ 内服管理

③ リハビリ援助行為

- ・ 拘縮予防・歩行訓練
- ・ 言語・嚥下訓練(言語障害・失語症・嚥下障害など)
- ・ 認知予防指導(趣味の活用・遊ビリテーションなど)

④ 介護者に対して

- ・ 介護の方法指導・介護福祉など社会資源の紹介
- ・ 褥瘡予防・リハビリの方法・食事指導(介助の工夫・方法など)
- ・ 室内環境整備の工夫・安全対策の工夫・感染症に対する対応方法など
- ・ 介護者の健康相談・助言

⑤ ターミナルケア

- ・ 苦痛緩和の看護
- ・ 看取りの看護

5 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として基本単位料金の1～3割です。介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

詳細、医療保険は別紙参照

(2) 料金のお支払方法

毎月10日までに前月分の請求をいたします。お支払は原則的にはご利用者の口座より自動引落でお願いします。次月の請求書と一緒に領収書を発行します。なお現金でのお支払の場合は次月末までにお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行します。

引き落とし日は、ゆうちょ銀行は毎月15日、他金融機関は27日(土日祝の場合は翌営業日)となります。

(3) 償還払いについて

保険料の滞納等により、保険給付が直接事業所に支払われない場合は、サービス提供料金を全額支払していただきます。当事業所からの領収書を後日、市町村の窓口へ提出すれば払い戻しを受けられます。

6 交通費

基本的には交通費は無料ですが、提供地域以外の場合は交通費を頂きます。
提供地域を超えた地点から、5km 未満 500円
5km 以上 1,000円

7 キャンセル

キャンセルが必要となった場合は、至急ご連絡ください。

(連絡先 0563-55-5048)

やむを得ない場合を除き、キャンセルの連絡が無く、訪問をして不在の場合はキャンセル料(1,000円)を頂きます。

8 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話でお申し込みください。当ステーションの職員がお伺いいたします。

訪問看護計画作成と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出ください。

② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスを終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された時

※ この場合、条件を変更して再度契約をすることができます。

- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合や利用者・家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当ステーションが破産した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上延滞し、1ヶ月以内の期限を定めて督促し、なお支払いがない場合、または利用者や家族などが当ステーションや当ステーションのサービス従業者に対して本契約書を継続しがたいほどの背信行為を行った場合は、文書で通告することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

9 事故発生時・緊急時の対応方法

サービスの提供中に万が一事故が発生したり、容態の変化などがあった場合は、その状況により、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所等へ連絡をし、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録します。

10 損害賠償

事業者は、利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたって、万が一事故が発生し、利用者や利用者の家族の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。

但し、利用者や利用者の家族に重大な過失がある場合は、賠償額を減ずることができます。

11 苦情申立窓口

- ① ご利用者ご相談窓口
訪問看護ステーション ラルゴ
担当 藤田 香里 電話(0563-55-5048)
- ② その他
当ステーション以外に
代表者 携帯 松本(090-2344-8269)

ご利用時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
但し、緊急の場合は上記時間外でも可

- ③ ☐ 西尾市長寿課 0563-56-2111
☐ 碧南市高齢介護課 0566-41-3311
☐ 半田市高齢介護課 0569-21-3111
☐ 岡崎市介護保険課 0564-23-6000
☐

- ④ 愛知県国民健康保険団体連合会 相談窓口 052-971-4165

12 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 藤田香里
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

13 ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、利用者、家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

例：叩く、蹴る、暴言で威嚇、怒鳴る、身体を押さえつける、性的な発言、従業者に必要なく触れる、大声で叫ぶ等

14 災害時の対応

自然災害発生、警報などが発令された場合、状況に応じてサービス提供を中止することがあります。

その場合は事業者から連絡はしますが、ライフラインが停止している場合、連絡が取れない可能性があります。

※1 定期的に医療依存の高い利用者の選定をし、動ける状況となりましたら、優先順位の順番でサービスの提供を再開します。

再開が困難な状況の場合は、西尾市内の訪問看護ステーションとも連携及び協力を行う体制を構築できるよう努めます。

訪問時に災害発生した場合、安全を確保し、ご家族、地域の方へお願い等してから避難させていただきます。

地域での取り組みがあるようでしたらお知らせ下さい。

()

15 感染症対策と対応

感染対策委員会に属し、感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備し、研修及び訓練を定期的実施し感染対策の強化をしますが、従業者間での感染症の蔓延でサービス提供が困難な状況となった場合は、災害時の対応※1と同じ対応とさせていただきます。

H25.12.5 1 (1)、6 変更

H26.4.1 変更なし

H27.4.1 1 (2)、4⑤追加、5(1)(2)変更

H29.1.20 5(1) 負担割合変更 項目追加 1(2)変更 H29.3.1 エンゼルケア料金変更

H29.12.1 苦情窓口追加

H30.4.1 職員体制 料金表変更

R2.9.21 職員体制変更

R3.1.1 職員体制変更

R5.5.1 虐待防止に関する事項、ハラスメント対策、災害時の対応、感染症対策と対応

R6.6.1 料金表変更

R7.1.20 9 一部変更

R7.4.1 人員変更